

入札公告

府中市役所庁舎（おもや）簡易証明写真機設置場所に係る行政財産の貸付について、次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 9 月 4 日

府中市長 高 野 律 雄

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

府中市役所庁舎（おもや）簡易証明写真機設置場所貸付

(2) 物件の所在等

次表のとおり

設置施設	貸付面積（㎡）	貸付部分	最低貸付料 （月額）
府中市役所庁舎おもや （府中市宮西町 2－2 4）	1 . 1 ㎡	別図参照	3, 622 円

(3) 貸付期間

令和 9 年 1 月 1 日から令和 1 1 年 1 2 月 3 1 日まで

(4) 設置に伴う留意事項

次の費用は、設置事業者の負担とする。

ア 貸付料（月額） 最低貸付料を定額部分とし、定額部分を売上額に応じた売上比例部分と合算した金額とする。（その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。）

イ 電気料金（写真機の維持管理に係る電気料金）

ウ その他、写真機の設置、維持管理及び撤去に要する一切の費用

(5) 入札方法

売上比例部分の料率により入札を行う。なお、最低基準は 29.00%とし、これを下回る入札は、失格扱いとなります。

(6) 入札に付する条件

別紙「府中市役所庁舎（おもや）簡易証明写真機設置場所貸付一般競争入札参加要領」（以下「参加要領」という。）のとおり

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札参加申込書の提出期間の最終日から入札日までの間のいずれの日においても、府中市業者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者であること。
- (3) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第8条第2項第1号に掲げる処分を受けている団体及びその役職員または構成員でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、以下「暴対法」という。）第2条第2号から第6号、府中市暴力団排除条例（平成23年6月府中市条例第9号）第2条第1号から第3号までに規定する暴力団及び警察当局から排除要請がある者でないこと。
- (6) (4)及び(5)に掲げる者から委託を受けた者並びに(4)及び(5)に掲げる者の関係団体及びその役職員または構成員でないこと。
- (7) 令和6年度及び令和7年度の各年度に地方公共団体との公有財産賃貸借契約による広告付地図案内板の運営を行った実績を複数、有すること。

3 契約条項を示す場所

参加要領と一体のものとして、府中市総務管理部財産活用課（以下「財産活用課」という。）において交付するほか、市ホームページに掲載する。

【財産活用課】

住 所 府中市宮西町2丁目24番地 府中市役所庁舎おもや4階

電 話 042-335-4144 担当 白井

U R L <https://www.city.fuchu.tokyo.jp/>

4 現場説明会等

この入札に関する説明会等は行わない。現地確認は、各業者において開庁時間中に行うこと。質問等があるときは、令和8年9月11日（金）までに電子メールにより提出を行うこと。質問に対する回答は令和8年9月18日（金）までに電子メール等で個別に行う。

E-mail : zaisan01@city.fuchu.tokyo.jp

送信後速やかに、事務局まで電話にて質問書を提出した旨を連絡してください。なお、受付期間外及び電話等の口頭による質問書の受付は行いません。

5 入札参加申込み

この入札に参加を希望する者は、令和8年9月24日（木）から令和8年10月2日（金）までの間（いずれの日も午前8時30分から午後5時まで。土曜日、日曜日及び祝日を除く。）に、必要書類を財産活用課へ持参して提出しなければならない。なお、書類の提出に当たっては、事前に問合せ先の担当者へ連絡し、提出日時を予約してください。

6 入札保証金 免除

7 入札の実施

令和8年10月2日（金）午前9時から同月8日（木）までの開庁時間中（午前8時30分から午後5時まで）に財産活用課に入札書を持参して提出すること。なお、書類の提出に当たっては、事前に問合せ先の担当者へ連絡し、提出日時を予約してください。

8 開札の日時及び場所

(1) 日時；令和8年10月9日（金）午後3時から

(2) 場所：府中市役所庁舎おもや3階 A301会議室

入札者は、原則として開札に立ち会うものとする。入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

8 その他

(1) 入札に参加する資格のない者のした入札及び参加要領に違反した入札は、無効とする。

(2) その他、詳細については参加要領による。